

2020年2月

お客さま各位

大阪信用金庫

## 「外国送金取引規定」の改正および電子化のお知らせ

民法改正対応によりまして、「外国送金取引規定」を下記のとおり改正するとともに、電子化対応により当金庫ホームページで、最新の「外国送金取引規定」をご確認いただけるようにいたしました。

つきましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 主な改正内容

「外国送金取引規定」に以下の項目を追加しました。

・ 6. (手数料・諸費用)

(3) 前2項の当金庫所定の送金手数料等については、金融情勢の変化により変更する場合があります。

・ 17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認めれる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 2. 改正日

2020年4月1日(水)

以上